

3. 厚生労働省が定める手術に関する施設基準の実績について

(2024年1月 ～ 2024年12月)

区分 1 に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件
区分 2 に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分 3 に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件
区分 4 に分類される手術の件数（胸腔鏡下・腹腔鏡下手術関連）		0 件
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術関連		0 件
その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	0 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件

R7年1月10日